

# 商品概要説明書

オートローン

(平成 30 年 4 月 2 日現在)

商品名	オートローン
ご利用いただける方	<p>○申込時の年齢が満 18 歳以上、満 68 歳以下の方。 (完済時年齢満 72 歳以下。) ※ただし、高校生を除きます。</p> <p>○安定した収入のある方。</p> <p>○管内に居住または勤務している方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○次のいずれかに該当する場合とします。</p> <p>①マイカー・二輪・除雪機・管理機(小型農機具)・スノーモビル・モーターボート等の購入資金及び関連資金(車検・免許取得費用等含む)</p> <p>②マイカー・二輪ローンの借換資金(金利軽減が見込めるもの)</p> <p>③融資実行時に購入予定のカー用品購入資金。ただし、③は①のマイカー、二輪車両本体と同時申込とします。</p> <p>④マイカーローン残債務。ただし、残債務はマイカー乗換時の下取り車両の残債に限ります。 上乗せ残債務については保証機関が認めた場合はその金額とします。</p> <p>⑤ディーラー系統等の残価(保証)設定型マイカーローンの残価部分の借換を含みます。 ※事業性資金(軽を除くトラック・商用車など)や投機などの不健全な資金の場合は除きます。</p>
借入金額	<p>○10 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位) ただし、借換の場合は借換対象ローンの一括償還金額を上限とします。 資金使途③は 30 万円以内とします。</p>
借入期間	<p>○6 ヶ月以上 10 年以内(1 ヶ月単位) ただし、借換の場合は既に返済済み期間を含めず 10 年以内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b> お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利(都銀短期プライムレート)により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b> 当初お借入利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、</p>

	<p>毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきます。</p> <p>※原則として保証人は不要ですが、以下の場合は必要になります。</p> <p>①借入申込時の年齢が20歳未満の場合は法定代理人である親権者を連帯保証人として徴求させていただきます。</p> <p>②完済時年齢が70歳を超える場合は連帯保証人を徴求させていただきます。</p> <p>③その他、株式会社 ジャックスが必要と認めた場合に徴求させていただきます。</p>
保証料	<p>○ご融資後に分割して利息と一緒に支払いいただきます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または信用共済部（電話：0184-27-1697）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用共済部または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A秋田しんせい